

自由販売証明書発行要領

1. 目的

本要領は、輸出相手先国の通関関係機関等に提出又は提示するための、我が国で製造され、国内で問題なく流通している食品であることを証する書面（以下「自由販売証明書」(Certificate of free sale) という。）の発行手続及びその他必要な事項を定める。

なお、自由販売証明書は個々の輸出食品の安全性を証するものではない。また、本措置は他の機関等が行う同趣旨の証明書の発行を妨げるものではない。

2. 対象

食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）に規定される食品のうち、日本国内で製造・加工され小売店等で販売されている形態の食品（別途厚生労働省において衛生証明書の発行を行っている食品を除く。）をいう。

3. 自由販売証明書の発行要件

自由販売証明書の発行を受けようとする場合は、以下の要件全てに適合していること。

- （1）日本国内で製造・加工かつ販売されていることが客観的に確認することのできる食品であること。
- （2）輸出のみを目的として製造・加工された食品ではないこと（商品表示のみ異なる場合を除く。以下同じ。）。
- （3）食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例等に基づく施設の改善命令、許可の取り消し又は営業の禁停止を受けている製造者（製造所を含む。以下同じ。）が製造・加工した食品ではないこと（ただし、適切に改善等の措置が実施されたことが確認されている場合を除く。）。

なお、輸出者及び関係事業者が本要領に基づく手続きにおいて不正を行ったことが明らかとなった場合、輸出食品が食品衛生法若しくはその関係法規又は関係条例等に違反することが判明した場合、本来の目的外で自由販売証明書を取得した場合、又はその他相当の理由があると認められる場合には、事実が判明して以後3年間、当該輸出者に対する証明書の発行を行わないこととする。（地方厚生局健康福祉部食品衛生課（以下「食品衛生課」という。）において当該事実を把握した場合には、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課（以下「監

視安全課」という。) あて速やかに連絡すること。監視安全課においては各食品衛生課に情報提供することとするので、情報提供を受けた食品衛生課は上記対応をとること。)

- (4) 製造者から出荷後、開封等されておらず、適切な管理が行われていることが確認できる食品であること。
- (5) 消費期限が設定された食品にあっては、設定された期限内に輸出相手先国において消費することが困難な食品ではないこと。

4. 自由販売証明書の発行手続

- (1) 輸出者は、輸出相手先国の輸入手続きにおいて、自由販売証明書の提出又は提示が求められることを確認すること。
- (2) 輸出者は、「確認書」(別紙様式1)により輸出食品の製造者が、食品衛生法若しくはその関係法規又は関係条例等に基づく改善命令等を受けていないこと、及び輸出食品が輸出のみを目的として製造された食品ではないことを製造者に確認すること。
- (3) 輸出者は、「確認書」(別紙様式1)及び「自由販売証明書発行申請書」(別紙様式2)並びに「Certificate of free sale」(別紙様式3)を作成(別紙様式3については、1から3、インボイス番号、及び輸出日の欄に必要事項を英語で記載すること。)し、申請書にある誓約事項に偽りがないことを確認の上、食品衛生法第52条に基づく営業許可書又は条例等に基づく営業許可書等(以下「営業許可書等」という。)、インボイス、パッキングリスト、輸出食品のパッケージ及び輸出食品の入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写しを申請書類とし、輸出日から起算して地方厚生局の10開庁日の前日までに輸出者の住所を所管する別表に掲げる食品衛生課に提出すること(申請については郵送による申請も可能とするが、その際には上記書類と併せ返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記入した返信用封筒を同封すること。また、申請書の食品衛生課への到着日をもって提出日、返信を行った日をもって発行日として取り扱うので、郵送に係る日数及び開庁日数に留意すること。)

なお、提出が10開庁日の前日以降の提出となった場合、輸出日の3開庁日前までの証明書の発行が困難な場合があること。

また、営業許可書等の写しについては、都道府県等による原本照会を必要とするが、当分の間、特段の理由がある場合を除き、原本照会が行われていなくても受け付けるものとする。

- (4) 製造に営業許可等を要しない食品の輸出者は、食品衛生法若しくは

その関係法規又は関係条例等に基づく改善命令等を受けている製造者が製造した食品ではないことを、輸出食品の製造所を管轄する都道府県等が発行する「営業状況等確認書」(別紙様式4)(当該事実を証明する同種の様式を都道府県等が定めている場合には同様式も可。)を営業許可書等に代えて提出すること。

- (5) 食品衛生課は、前記(3)により申請書類が提出された場合には、発行番号を付して輸出日から起算して地方厚生局の3開庁日前までに「Certificate of free sale」(別紙様式3)に平成25年1月7日付け食安発第0107第6号「「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について」の証明書様式に用いる印を押印(朱又は赤色)し発行する。

なお、発行番号の上2桁はFSとし、次の2桁は地方厚生局略号(北海道厚生局:HK、東北厚生局:TK、関東信越厚生局:KS、東海北陸厚生局:TH、近畿厚生局:KK、中国四国厚生局:CS、九州厚生局:KY)、次の2桁は西暦の下2桁(年度)、5桁目以降に発行番号を00001から付すこと(例:FSHK1300001)。

- (6) 食品衛生課は、前記(5)により証明書を申請者に発行した場合、写し及び関係書類を証明書発行日から3年間保管すること。
- (7) 食品衛生課は、別途連絡する様式を用い四半期毎に証明書発行状況を取りまとめ、翌月の月末までに厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課あて報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。

5. 留意事項

- (1) 当該証明書の発行は、前記1を前提とした円滑な輸出が行われるための行政サービスの一環であり、事前通告なしに証明書発行の遅延、一時的な証明書の発行停止、本要領の変更等が行われる可能性があること及び前記の対応により発生した損害等については補償できないものであること。
- (2) 当該証明書の発行は前記(1)を前提とした円滑な輸出が行われるための行政サービスの一環であり、発行申請は輸出相手先国での輸入手続きに必要な場合に限ること。
- (3) 輸出者は、輸出相手先国の衛生上の規則及び条件等について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により自主的な衛生管理に努めること。

(別 添)

- (4) 輸出相手先国からの連絡等により、輸出された食品の衛生状態が不良であることが確認又は推定された場合、監視安全課は必要に応じ関連の事業者を管轄する都道府県等に調査協力を求め、当該事業者の調査、指導等を行うこと。輸出者は、輸出食品の安全性のみならず、輸送、保管等に関しても責任を負うものとし、調査等に対して協力を行わなければならないこと。